

第92号議案

播磨内陸医務事業組合同規約の変更の件

令和2年4月1日付けで管理者を変更することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、播磨内陸医務事業組合同規約を変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議決を求める。

令和元年12月2日提出

加東市長 安田正義

播磨内陸医務事業組合同規約の一部を改正する規約

播磨内陸医務事業組合同規約（昭和47年播磨内陸住民健康センター事務組合同規約第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「管理者の属する」を「組合事務所が所在する」に改める。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

第 9 2 号議案 要旨

播磨内陸医務事業組合規約の変更（要旨）

1 協議理由

令和 2 年 4 月 1 日をもって管理者を変更することに伴い、播磨内陸医務事業組合規約の一部を変更する必要性が生じたため。

2 協議内容

播磨内陸医務事業組合の管理者の変更に当たり、会計管理者については組合事務所が所在する市町の会計管理者をもって充てることとするため、播磨内陸医務事業組合規約の一部を変更すること。

3 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(組合執行機関の組織及び選任の方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会計管理者は、<u>管理者の属する</u>市町の会計管理者をもつて充てる。</p>	<p>(組合執行機関の組織及び選任の方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会計管理者は、<u>組合事務所が所在する</u>市町の会計管理者をもつて充てる。</p>